

ふくしま事業承継資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、事業承継を行おうとする県内の中小企業に対し、必要な資産等の取得、事業承継に伴う事業見直し等に取り組むにあたり必要な資金を導入し、事業の継続及び企業体質の強化を図ることを目的とする。

2 方 針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、預託額の2倍を目標として融資を促進するものとする。

3 定 義

(1) 事業承継

次のいずれかのことをいう。

- ① 中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の先代経営者の退任に伴い、先代経営者の親族、当該中小企業の従業員又は第三者が、新たな経営者となること。
- ② 中小企業者の事業継続のため、当該中小企業者以外の中小企業者が、当該中小企業者を合併又は当該中小企業者から事業譲渡を受けること。

4 要 領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の対象者

A 一般枠

- ① 県内に事業所を有する中小企業者で、事業承継を行おうとする者又は承継後5年未満の者。

- ② 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた県内に事業所を有する中小企業者、法人の代表者個人、又は他の中小業者の事業を承継しようとする個人（個人事業主に該当せず、かつ、法人の代表者でないもの）。

この場合、別表に定める福島県信用保証協会の保証制度を利用することができるものとする。利用する場合は、この要綱に定める融資の条件の範囲内で、信用保証協会の定めるところによる。

B 無保証人枠

- ① Aを満たす者で、融資にあたり経営者保証を付さないことを条件とするもの。
- ② 事業承継特別保証制度に定める次のア又はイに該当し、かつ、ウに該当する中小企業者。

ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度１回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から３年以内に保証申込みを行うものに限る。

ア 信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。

イ 令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの。

ウ 次の(ア)から(エ)までに定める全ての要件を満たすこと。なお、(ア)から(ウ)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(エ)については、信用保証協会への申込日（注１）に満たしていることを要するものとする。

(ア) 資産超過であること

(イ) EBITDA有利子負債倍率（注２）が１０倍以内であること

(ウ) 法人・個人の分離がなされていること

(エ) 返済緩和している借入金がないこと

（注１）申込日が、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第６項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

（注２）EBITDA有利子負債倍率

＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

(3) 融資の条件

① 資金使途

運転資金、設備資金

ただし、(2)融資の対象者Bについては、信用保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化ができるものとする。

② 融資限度額

運転資金、設備資金 １億円

運転資金と設備資金を併用する場合は、１億円を限度とする。

ただし、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成２０年法律第３３号）第１２条第１項の規定による経済産業大臣の認定を受けた者は、運転資金、設備資金 ２億円（併用する場合、２億円を限度）とする。

③ 融資期間

１０年以内（据置期間１年以内を含む。）

ただし、(2)融資の対象者Aについて、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成２０年法律第３３号）第１２条第１項の規程による経済産業大臣の認定を受けた者が、設備資金として利用する場合のみ、１５年以内（据置１年以内を含む。ただし、別表に定める経営承継関連保証を利用する場合を除く。）とする。

④ 返済方法

分割返済とする。ただし、融資期間１年以内の場合は、一括返済も可とする。

⑤ 融資利率

固定 年１．３％以内

- ⑥ 保証人及び担保
 法人、組合の場合 原則として連帯保証人１名以上とし、必要により担保を徴する。
 個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

ただし、(2)融資の対象者Bについては、事業承継後の法人、組合の経営者を連帯保証人とすることはできない。

- ⑦ 信用保証料
 必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）
 信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。
 別表に定める特定経営承継準備関連保証を利用する場合は、0.55%とする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.05%	0.95%	0.80%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.20%	0.05%
事業承継特別保証制度 の要件を満たす者	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
事業承継特別保証制度 の要件を満たす者の内 、下記の条件を満たす 者	0.00%								

ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

また、事業承継特別保証制度の要件を満たす者で、中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（専門家）から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況に関する全ての項目について確認を受けた中小企業者については信用保証料を徴収しない。

- (4) 申込場所
 取扱金融機関本・支店

- (5) 保証取扱期間
 随時

5 申込添付書類

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規程による経済産業大臣の認定を受けた者が申し込む場合、金融機関は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年省令第22号）の規程による都道府県知事の認定書（申請書の写しを含む）の写し及び認定申請の提出書類の写しを添付して、信用保証協会へ提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県業種転換保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県事業承継・業種転換資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県事業承継・業種転換資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(２)⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県事業承継・業種転換資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年６月１５日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年１０月２８日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱４(３)⑥についてはこの限りではない。

別表（４(２)関係）

特定経営承継関連保証要綱
経営承継関連保証要綱
特定経営承継準備関連保証要綱
経営承継準備関連保証要綱